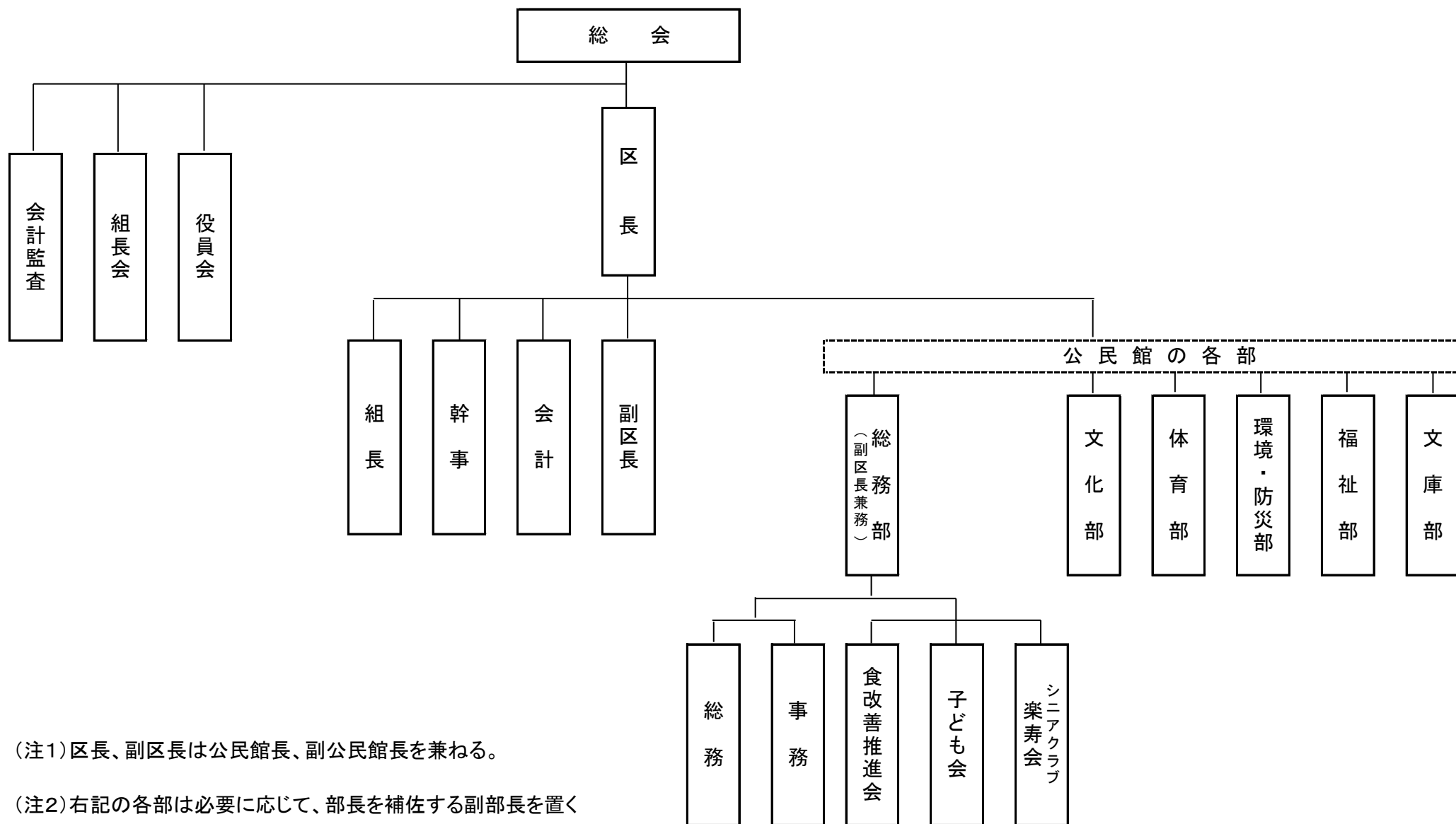


別表 1

(規則第4条関係)

南ヶ丘一区組織図



(注1) 区長、副区長は公民館長、副公民館長を兼ねる。

(注2) 右記の各部は必要に応じて、部長を補佐する副部長を置くことができる。

別表 2

職務分掌

(規則第4条関係)

1、区 長

- ①行政区の最高責任者(区長)として、行政区内全般を統括する。
- ②公民館の最高責任者(公民館長)として、公民館全般を統括する。
- ③その他、行政機関等の指示、連絡事項に関する事。

2、副区長

- ①区長を補佐(副区長)し、区の円滑な運営にあたる。
- ②公民館長を補佐(副公民館)し、公民館全般の円滑な運営にあたる。
- ③公民館行事、および各部の連絡調整に関する事。
- ④市行政との打合せ、事務分担に関する事。
- ⑤区長が職務遂行をできなくなった時は、その全権限を代行する。
- ⑥その他、区長より特に指示された事項に関する事。

3、会 計

- ①区および公民館の会計事務に関する事。
- ②その他、区長より特に指示された事項に関する事。

4、総務部(副区長兼務)

- ①公民館全般の運営・維持管理に関する事。
- ②「敬老の日式典」、「どんど焼き」、子ども会など、他部に属しない公民館行事の企画・運営に関する事。

5、事 務

- ①公民館運営に関する事務を行う。
 - ・公民館施設の利用受付・割当・調整などに関する事。
 - ・公民館内諸物品の貸出・保管・整理などに関する事。
 - ・公民館および各種物品の使用料、ゴミ袋代金等の徴収に関する事。
- ②その他、区長より特に指示された事項に関する事。

6、総 務

- ①公民館運営・維持に関する総務事項に関する事。
- ②その他、区長より特に指示された事項に関する事。

7、幹 事

担当地区の諸問題に組長、公民館と連携を図りながら対応する。

8、組 長

組の諸問題に関する事。

9、文化部

- ①講習会、講演会、生涯学習会、夏祭り、芸能祭等を通じて、区民の交流と親睦を図る。
- ②コミュニティ主催の文化行事に関する事。

10、体育部

- ①スポーツに関する行事、サークル活動などの育成に関する事。
- ②ニュースポーツの紹介及び普及に関する事。
- ③コミュニティ主催の体育行事に関する事。

11、環境・防災部

- ①ゴミ、排水、道路保全、公害などの地域問題に関する事。
- ②地震、水害などの防災に関する事。
- ③青パト、子ども見守り隊の企画・運営に関する事。
- ④その他環境整備に関する事。

12、福祉部

- ①区民の福祉全般に関する事。
- ②民生委員・児童委員・福祉部員に関する事。

13、文庫部

- ①貸出図書、親子図書に関する事。
- ②だっこちゃん広場の推進
- ③その他催しものに関する事。

14、食改善推進会

- ①食生活学習啓発に関する事。

15、子ども会

- ①子どもの育成に関する事。

16、シニアクラブ楽寿会

- ①楽寿会などの高齢者生涯学習に関する事。
- ②「憩いの家」の管理等に関する事。

- (注)
- ① 必要によって副部長（文化部・体育部・環境部）を置くことが出来る。
 - ② 上記の部については、区より活動助成金を支給する。

別表 3
(規則第4条関係)

区分	役職名	職務	定数	任期	選出方法及び期限
役員	区長	*職務分掌 別紙参照 (別表2)	1人	2年	総会で承認、但し任期終了の30日前迄に役員会で推薦する。
	副区長		1人	2年	
	会計		1人	2年	
	幹事		8人	2年	総会で承認、但し任期終了の50日前迄に各地区で推薦する。
	総務部長	*副区長兼任	副区長任期期間		
	文化部長		1人	2年	総会で承認、但し任期終了の50日前迄に一区全体より役員会で推薦する。
	体育部長		1人	2年	
	環境防災部長		1人	2年	
	福祉部長		1人	2年	
	文庫部長		1人	2年	
会計監査員		2人	2年	総会で承認、但し任期終了の30日前迄に役員会で推薦する。	
組長	組を代表し、その業務を処理する	組数	1年	各組で決定する。	
事務員	区及び公民館の事務に従事する。	1人	1年	役員会が決定する。	

(1)区事業協力団体 子ども会 食改善推進会 シニアクラブ楽寿会

(注) 1. 幹事は各地区2名とする。

2. 組長の定数は各組1人とする。

3. 区長を含む三役及び役員の任期については、2期までの任期とし、再任は妨げないとするも最長3期までとする。但し、同一役職を対象とする。

4. 欠員が生じたことにより、補欠選任された者の任期は、前任者の残存期間とする。

5. 補欠選任については役員会で行い、必要な場合は、次回の総会で承認を得るものとする。

役員、会計監査員は、任期が終了しても後任者が総会で決まる迄その任に当たる。

6. 事務員の任期は、1期1年とし、最長5年までとする。

7. 各部長を補佐をする副部長は必要に応じて各部に置くことが出来る。

別表 4

(規則第4条関係)

役員等の報酬 (区支出)

職 務		手 当 (年間)
区 長		20,000円
副 区 長		457,940円
会 計		570,000円
会計監査役		5,000円
幹 事		30,000円
部 長	文化部長	50,000円
	体育部長	50,000円
	環境防災部長	50,000円
	福祉部長	30,000円
	文庫部長	30,000円
副 部 長 (文化部・体育部・環境防災部)		10,000円
民生委員		18,000円